

# 大阪府子ども総合計画（仮称）の 中間まとめについて（案）



平成26年4月3日

## 本体計画 目次案

### 第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨
2. 計画の性格
3. 計画の構成・計画期間
4. 計画の位置づけ

### 第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子どもを取り巻く社会情勢の変化
2. 就学前児童の子育てに対する家庭のニーズの変化
3. 「こども・未来プラン」後期計画の取組状況

### 第3章 計画でめざす基本的な目標について

1. 基本理念
2. 基本的視点
3. 基本方向と目標像

### 第4章 基本方向に基づく重点的な取り組み

1. 基本方向1 若者が自立できる社会
2. 基本方向2 子どもを生き育てることができる社会
3. 基本方向3 子どもが成長できる社会

### 第5章 計画の推進にあたって

1. 子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画として
2. 目標数値の設定
3. 計画の進行管理及び検証・改善

※ 太字部分を中間まとめ(案)として掲載

## (参考) 事業計画 目次案

### 第1章 事業計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨
2. 事業体系

### 第2章 個別事業における取り組みと目標

1. 基本方向1 若者が自立できる社会
2. 基本方向2 子どもを生き育てることができる社会
3. 基本方向3 子どもが成長できる社会

### 第3章 子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画

1. 区域の設定
2. 教育・保育の量の見込み及びその提供体制の確保
3. 教育・保育の一体的提供及びその推進体制
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びその提供体制の確保
5. 教育・保育、子育て支援事業にかかる従事者の確保及び資質の向上
6. 教育・保育情報の公表

参考資料1 個別目標一覧

参考資料2 市町村ニーズ調査の結果概要

参考資料3 家庭の養育力に関する実態調査の結果概要

参考資料4 保育所等における保育士等確保のための調査の結果概要

# 1. 計画の策定にあたって

## こども・未来プラン（大阪府次世代育成支援行動計画）

次世代育成支援対策推進法、大阪府子ども条例等に基づく子ども施策等の総合的な計画

- ・前期計画（平成17年度～平成21年度の5年計画）
- ・後期計画（平成22年度～平成26年度の5年計画）

## 子ども・子育て支援新制度

「税と社会保障の一体改革」のもと、平成27年4月から実施予定の、主に就学前児童を対象とした新たな制度

- ・教育と保育の総合的な提供（認定こども園）
- ・待機児童解消のための小規模保育事業の充実 など

## 子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画

子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（5年計画）の策定が義務づけ

後継計画の策定の検討

## （仮称）大阪府子ども総合計画

計画の性格	<ul style="list-style-type: none"><li>・大阪府子ども条例に基づく子ども施策の総合的な計画</li><li>・大阪府青少年健全育成条例に基づく青少年施策の総合的な計画</li><li>・子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画</li><li>・子ども・若者育成支援推進法に基づく計画</li><li>・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県計画</li></ul>
計画期間	平成27年度から平成36年度までの10年計画（あわせて5年単位の事業計画も策定）

## 特に関連性が高い計画

- ・社会的養護体制整備計画
- ・母子家庭等自立促進計画

現計画は平成26年度末で終了し、その後継計画については、子ども総合計画（仮称）と連携して策定する

- ・教育振興基本計画

教育基本法および大阪府教育振興基本条例に基づく学校教育等についての基本計画（H25～H34までの10年計画）

## 2-1. 子どもを取り巻く社会情勢の変化

### (1) 家庭の養育力の低下

#### ◇年少人口の減少

大阪府は、全国に比べ、年少人口割合の減り方が早く、生涯未婚率は男女とも高い

#### ◇家庭の経済力の低下

大阪府は、全国に比べ、中間所得層の割合が減少し、低所得層の割合が顕著に増加している

#### ◇家庭の教育力の低下

約8割の親が、家庭の教育力が低下していると感じている

#### ◇地域の教育力の低下

過半数の保護者が、地域の教育力が以前に比べて低下していると感じている

### (2) 子どもを取り巻くさまざまな困難の顕在化

#### ◇子どもの生活習慣の乱れ

幼児の1割は朝食を食べていない日もある

#### ◇中学校における学力や暴力の問題

学力・学習状況調査の平均正答率は、全国平均との差が依然として大きい  
暴力行為の1,000人当たりの発生率は全国の約2倍

#### ◇ひとり親家庭の困窮

ひとり親家庭の相対的貧困率は50.8%

### (5) 将来に対する若者の不安の増大

#### ◇厳しい就労状況

大阪府は、全国に比べ、非正規労働者の割合が高い  
失業者に占める34歳以下の若者の割合は3割以上

#### ◇若者の社会的基礎力の欠如

新卒採用で採用基準に達しない大きな要因は社会的基礎力（コミュニケーション能力、基礎学力）の欠如

### (4) 多様な子育て支援ニーズの増加

#### ◇進む女性の社会進出

大阪府は、非労働力人口に占める女性の就業希望者の割合が、全年齢層で、全国より高い(35~44歳 府44% 全国35%)

#### ◇男性の働き方と進まない育児参加

大阪府は、男性の育児休業の取得率が全国より低い

#### ◇様々な支援を必要とする子どもの増加

保育所での障がい児保育や特別支援学校在籍者が増加傾向(特に知的障がいや発達障がいのある児童)

### (3) 減らない児童虐待のリスク

#### ◇児童虐待のリスクは減らず

府内児童虐待相談対応件数の増加(H19: 2997件→H23: 5711件)

#### ◇飛び込み出産の増加

府内で未受診出産が増加している

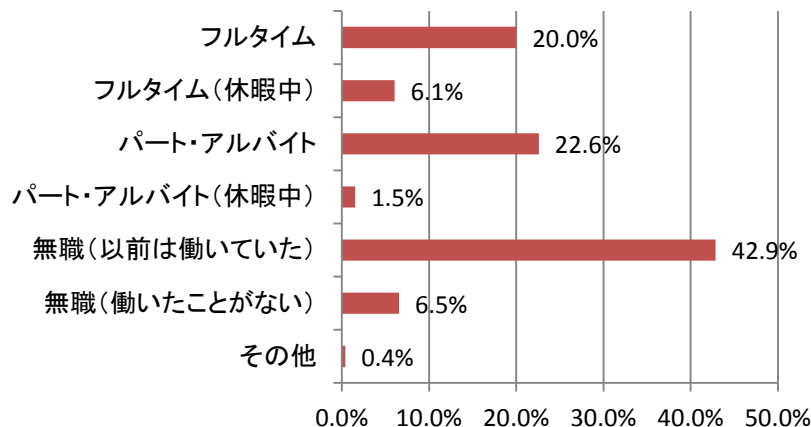
#### ◇社会的養護の推進の必要性

大阪府の里親委託率は全国最低レベル(H23: 5.4% 全国13.5%)

## 2-2. 幼稚園・保育所に対する子育て家庭のニーズ（母親の就労状況）

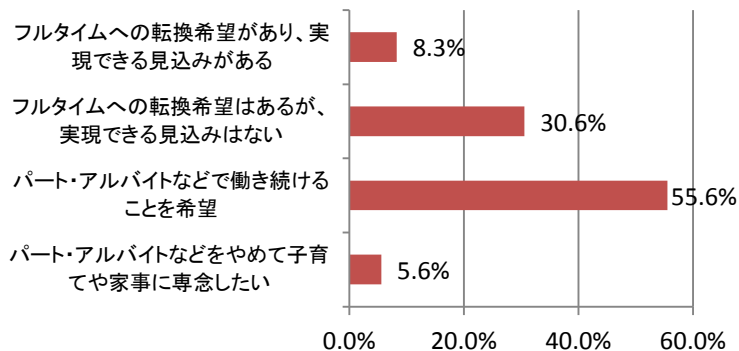
● 母親の就労状況で「就労していない人」が5割近くを占めるが、その中でも、将来的にはパート等で働きたいという人がもっとも多い。

### ① 母親の就労状況

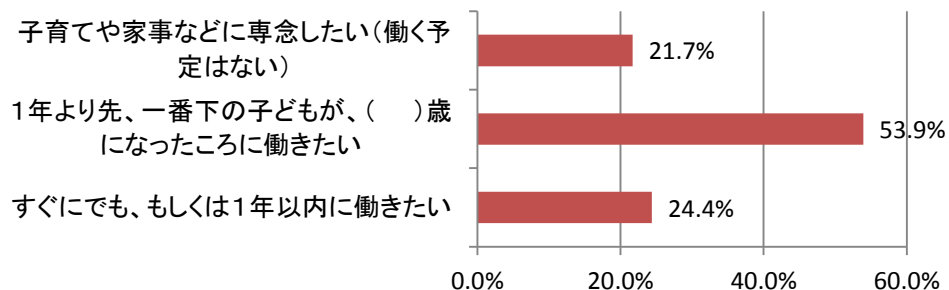


● 現在パート等で働いている人でも、引き続きパート等で働きたいという人がもっとも多い。

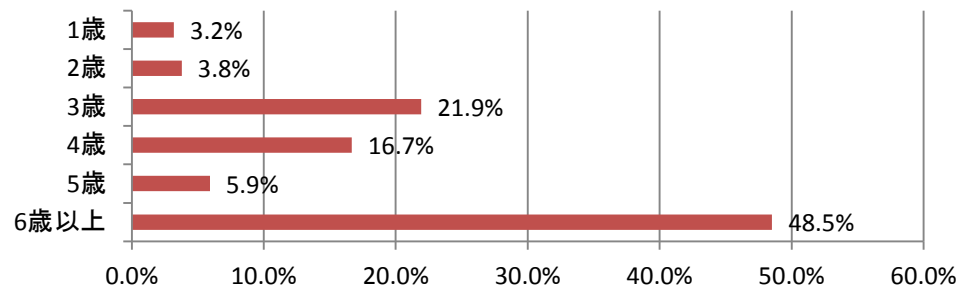
### ⑤ パート等の母親の将来の就労希望



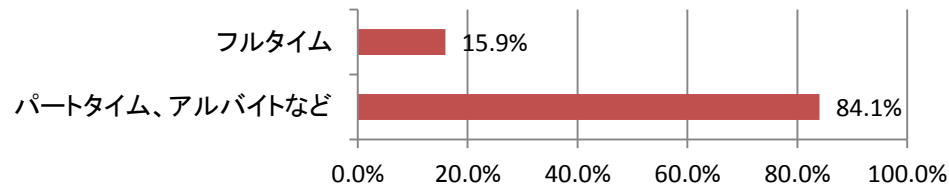
### ② 就労していない母親の就労希望



### ③ 選択肢2番目 一番下の子どもが( )歳



### ④ 就労していない母親の希望する就労形態

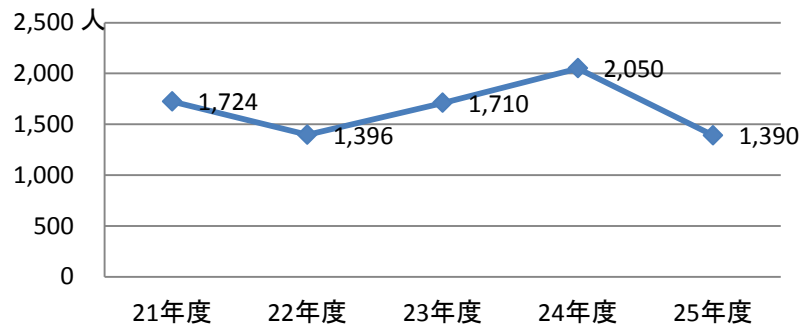


母親の就労希望としては、パート・アルバイトで就労したいと考えている人がもっとも多いと考えられる。

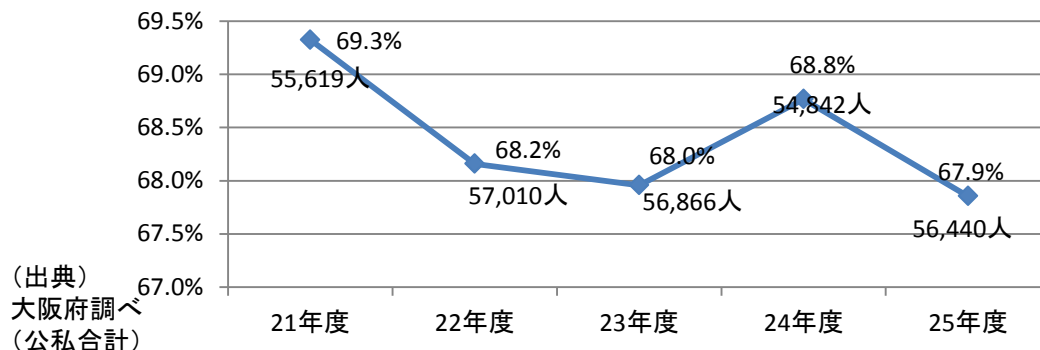
## 2-3. 幼稚園・保育所に対する子育て家庭のニーズ（施設の利用状況）

● 保育所では待機児童が発生している一方で、幼稚園は定員割れしている。

① 大阪府待機児童数(過去5年データ)

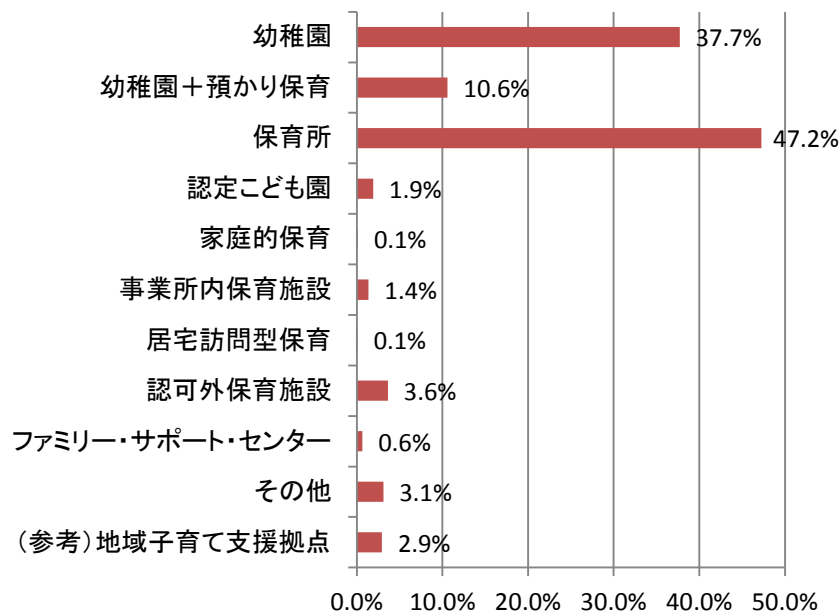


② 大阪府幼稚園定員割れ状況(過去5年データ) (「人」は定員-実員)

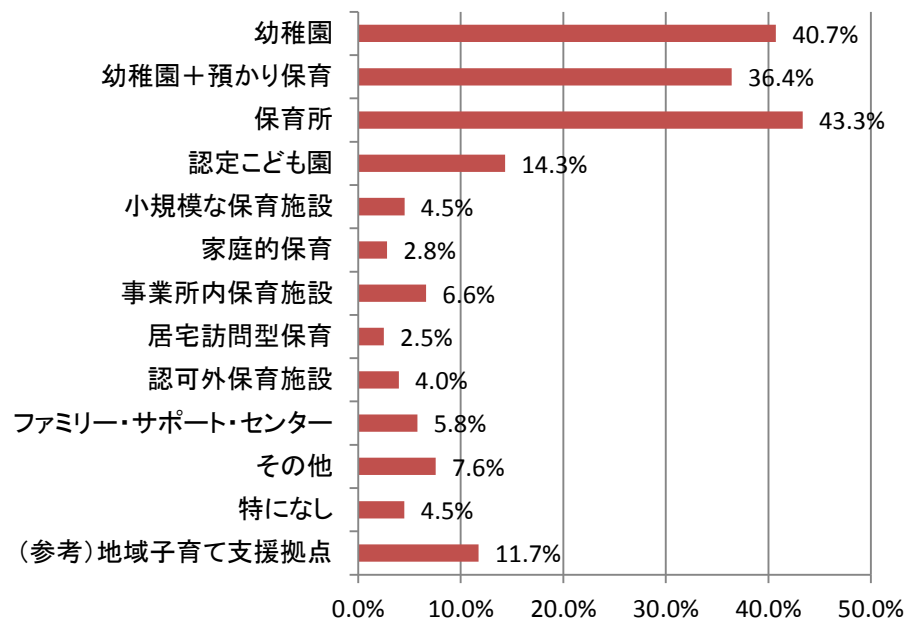


● 現在幼稚園・保育所を利用している人はそれぞれ4割以上いるが、利用を希望する施設では「幼稚園+預かり保育」や認定こども園が増えている。

③ 保護者の現在の施設等の利用状況 (政令市・中核市を含む)



④ 保護者の施設等の利用希望 (複数回答) (政令市・中核市を含む)



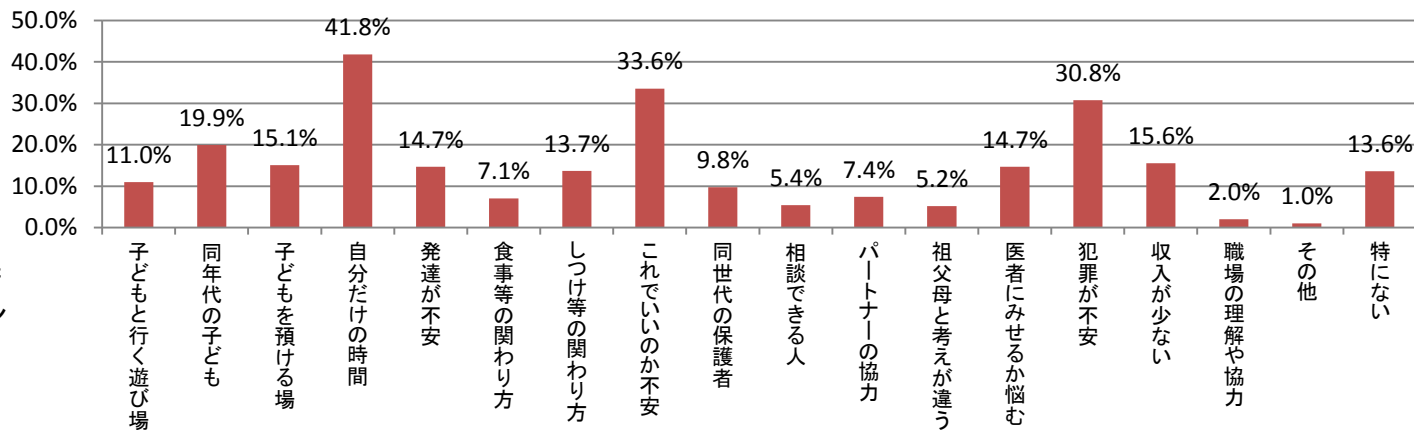
(出典) 平成25年度大阪府内市町村ニーズ調査(就学前児童)

## 2-4. 子育て支援に対して子育て家庭が求めるもの（家庭の悩みなど）

### ● 家庭の悩み

子育てをしていて、困っていることは、「自分だけの時間(がとれない)」、「(子育てが)これでいいのかわ不安」を選ぶ人が多い。

#### ① 子育てをしていて、困っていること（大阪府）

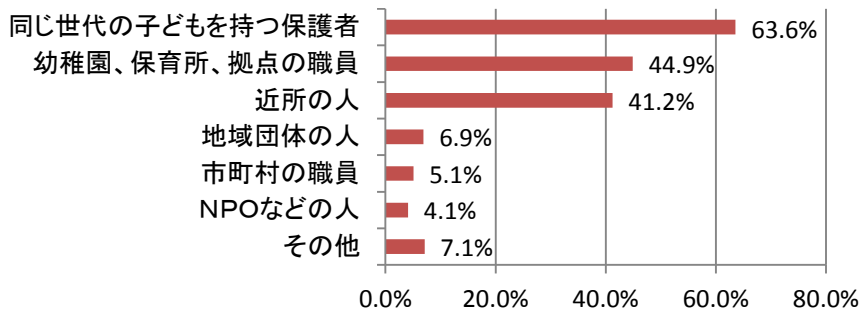


（出典）平成25年度大阪府就学前児童実態調査（インターネット調査）

### ● 子育てを支えてくれる人や機関

子育て家庭は、同じ世代の子どもをもつ保護者からもっとも支えられていると感じている。

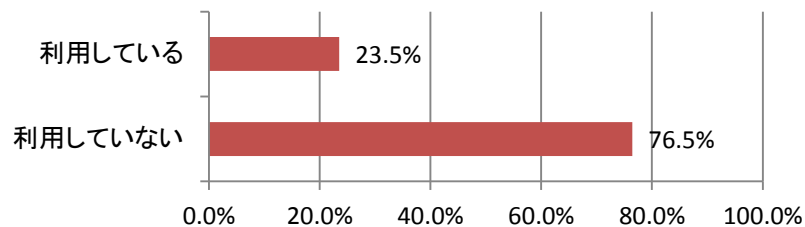
#### ② 地域の誰から支えられていると感じるか。



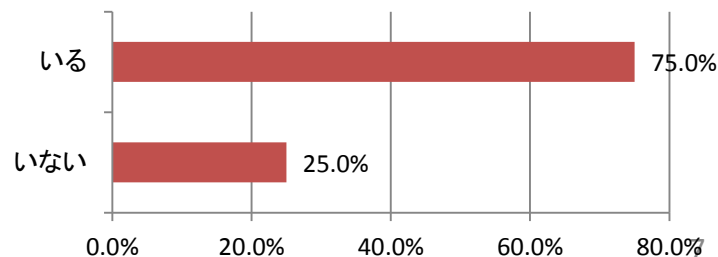
（出典）平成25年度大阪府内市町村ニーズ調査(就学前児童)

一方で、地域子育て支援拠点については2割強にとどまっている。（保育所・幼稚園に通う子どもも含めた0～5歳の子どもが対象）

#### ④ 地域子育て支援拠点の利用状況



#### ③ 近所で世間話をする人はいるか。

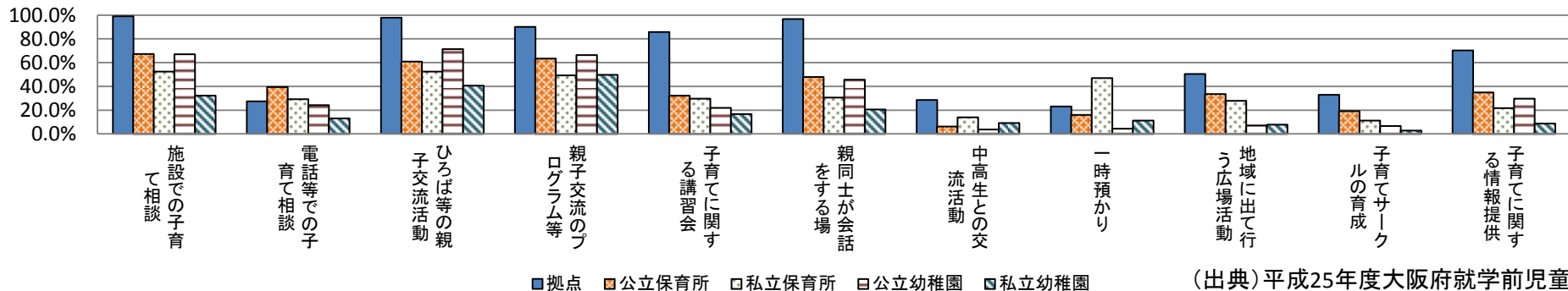


## 2-5. 子育て支援に対して子育て家庭が求めるもの（家庭が望むもの）

### ● 保護者が望む子育て支援サービス

地域子育て支援拠点、保育所、幼稚園が提供するサービスとしては、「教育・子育て相談」、「親子の交流活動」、「親同士が会話する場」が多い。

#### ① 地域の子育て家庭を対象とした子育て支援活動

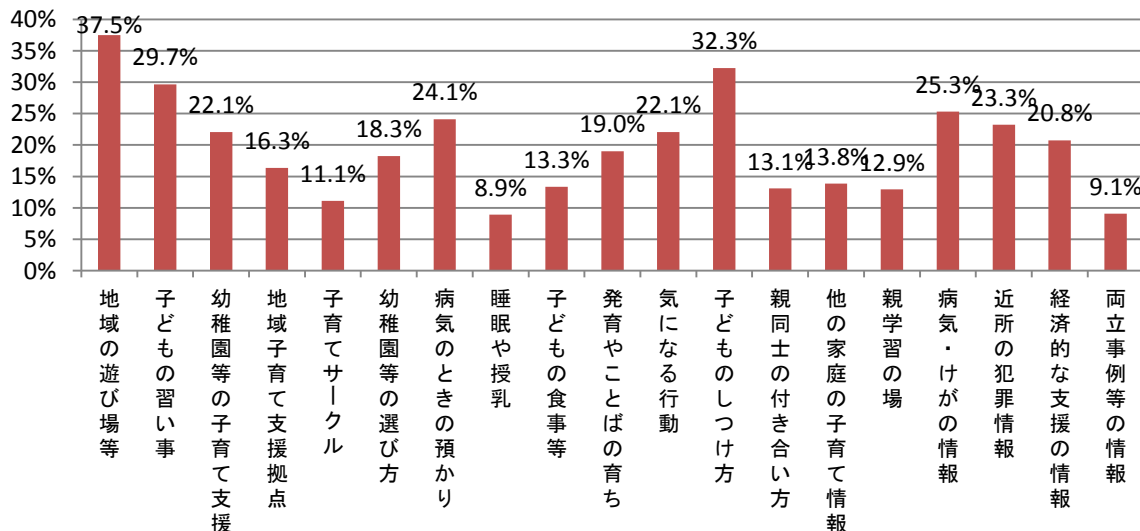
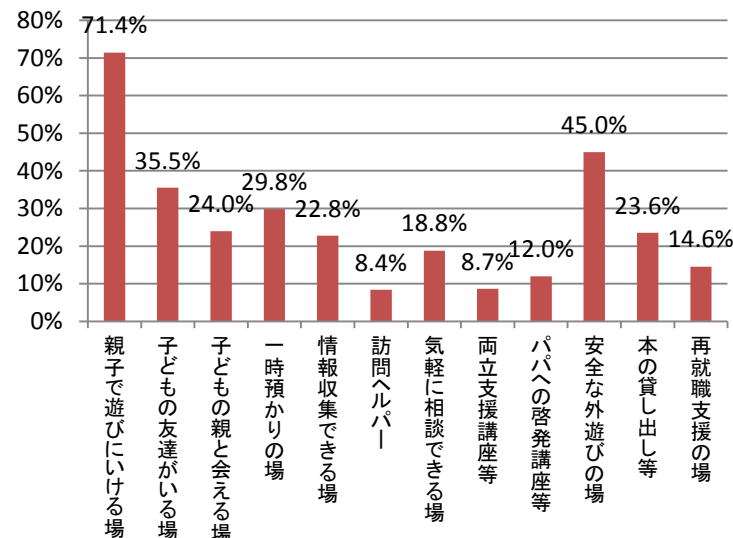


(出典) 平成25年度大阪府就学前児童実態調査(郵送調査)

一方で、保護者が望むサービスは「親子で気軽に遊びに行ける場」がもっとも多く、保護者が必要とする情報としては「地域の遊び場」がもっとも多い。

#### ② 子育てをしている中であったら良いと思うもの(大阪府)

#### ③ 子育てについて必要な情報(大阪府)



(出典) 平成25年度大阪府就学前児童実態調査(インターネット調査)



## 2-6. 就学前児童をもつ家庭に対する施策の重要性

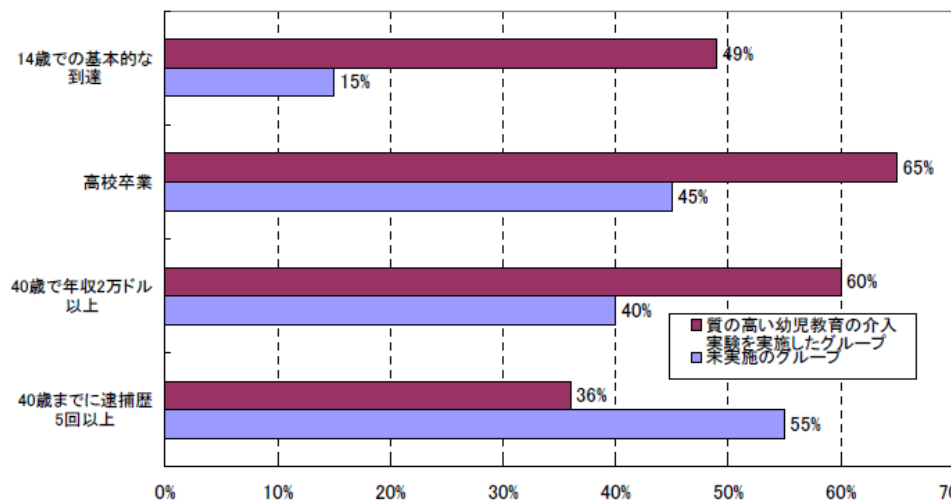
### ペリー就学前計画

就学前教育への投資は、小学校以降での教育投資に比べて、投資額に見合う費用対効果が高いという実験結果



**家庭の状況にかかわらず、子どもに一定の就学前教育を受ける機会を確保することの必要性**

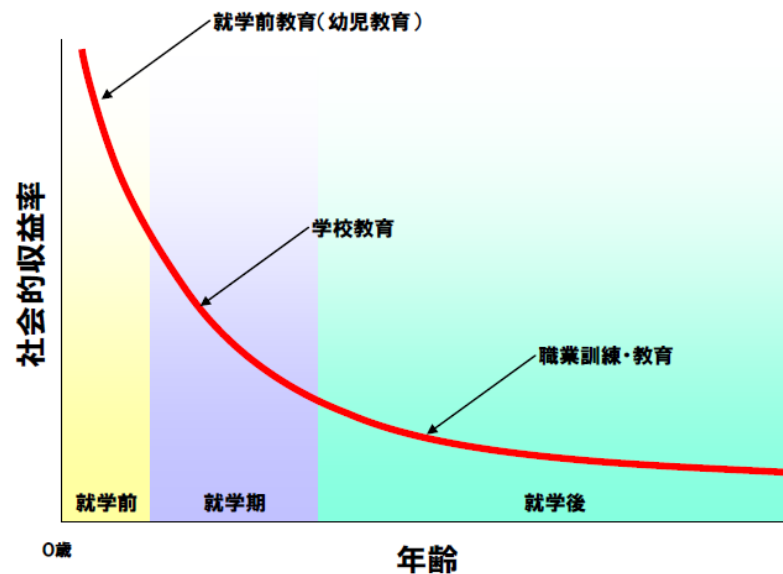
(資料4) ペリー就学前計画における40歳時点での主な効果



(出典) Starting Strong II, OECD, 2006, p.103 より一部省略。

原典は Schweinhart, L. and J. Montie, "Significant Benefits: The High/Scope Perry Pre-school Study through Age 40", High/Scope Educational Research Foundation, World Bank Presentation, 2004.

(資料5) 教育投資に対する収益率のイメージ



(出典) Pedro Carneiro and James J. Heckman, "Human Capital Policy", in J. Heckman and A. Krueger, Inequality in America: What Role for Human Capital Policies, MIT Press, 2003 より一部省略

(出典) 第23回社会保障審議会少子化対策特別部会(平成21年5月19日)資料から

### ● 基本理念

次代を担う子ども・青少年が、ひとりの人間として尊重され、創造性に富み、豊かな夢をはぐくむことができる大阪

子どもは、社会におけるさまざまな活動で多様な人々と交流することにより、豊かな心、個性や創造性をはぐくみ、また、主体的に参加することによって、自分の思いや意見を表明し、同時に他者の思いや意見を受け止めることができます。

社会は、そうした子どもの成長を支えていかなければなりません。子どもにもっとも身近な社会という意味では「家庭」の役割も重要で、家庭が子どもの成長のために役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うことも社会の役割です。

こうしたことを踏まえ、本計画では、子どもがひとりの人間として尊重されること、また子どもや家庭が社会から必要な支援を受けられることにより、大阪の地で、子どもが創造性に富み、将来の夢や目標を持ってチャレンジし、若者となって自立し、子どもを生み育て、やがて育った子どもたちが再び自立していくという良い循環ができることをめざし、これを基本理念とします。

## 3-2. 基本的視点

### ● 基本的視点

#### ① 子どもを中心とする視点

#### 制度に分断されることのない切れ目のない支援をめざします。

乳幼児期は保育所、幼稚園や認定こども園、学童期は学校、また障がいのあるなしといった子どもの年齢や状況に応じて関わる制度が変わりますが、制度間での連携が十分ではない場合には、その制度や支援の十分な効果の発揮が難しくなるばかりか、子どもの成長にも大きな影響を及ぼすことが懸念されます。このため、これらのはざまをできる限りなくし、連携を強化していくことが、今後、施策を展開していくに当たって、重要な視点と考えています。そして、そのような中において、子どもたちが自らの人生を充実したものとする力をはぐくんでいくことができると考えます。特に、小学校入学時と学校教育終了後の連携が重要であり、公私を含めた保幼小の連携、高校中退・卒業後の若者への支援などに対する連携が重要です。

#### ② 家庭の役割・機能の重要性に着目する視点

#### 子育て家庭の状況に応じた柔軟な支援をめざします。

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や地域の人々から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。このようなことが、昨今の家庭の経済力の低下と相まって、子どもを育てる家庭の力（養育力）が弱くなっているのではないかと懸念されています。そのため、地域で子育てを支えるとともに、子どもにとって、もっとも身近で、もっとも影響を与える家庭の役割・機能の重要性に着目し、支援していく視点が重要になります。特に、生涯にわたる生きる力の基礎を培う乳幼児期における支援が重要であり、また、ひとり親家庭、障がいのある子どもがいる家庭、経済的に困窮している家庭などに対しては、その状況に応じた柔軟な支援が必要です。

#### ③ 子どもと「社会」との関わりを大切にする視点

#### 子どもと「社会」との関わりを大切にする視点を踏まえた取り組みを進めます。

家庭や社会の養育力の低下により、子どもが成長し、若者になったときの社会的基礎力の欠如が問題になっています。そのため、子どもたちが、自分の周りの状況を的確に捉え、自ら学び行動する力を育成するため、社会の形成者として、自他を大切にし、権利の主体として義務と責任を果たしながら積極的に社会に参画しようとする意欲や態度を育てるという「社会」との関わりを大切にする視点を踏まえた取り組みを進めることが重要です。

### 3-3. 基本方向と目標像

#### 基本方向1 若者が自立できる社会

目標像	現状と課題	取り組みの方向性
自立し 社会を支える 若者	<ul style="list-style-type: none"><li>◆若者が社会の一員として働き、親から自立する意識をもつことが重要。</li><li>◆若者が円滑に自立できるよう家庭や地域からの支援が必要。</li></ul>	<p><b>若者が自立し、大阪で家庭を築きたいと思える社会づくり</b></p> <p>青少年が社会の一員としての役割を果たし、次代の親になるために、行政、企業、学校等の関係機関の協力のもと、キャリア教育の充実や若者の自立支援を進めます。</p>

#### 基本方向2 子どもを生き育てることができる社会

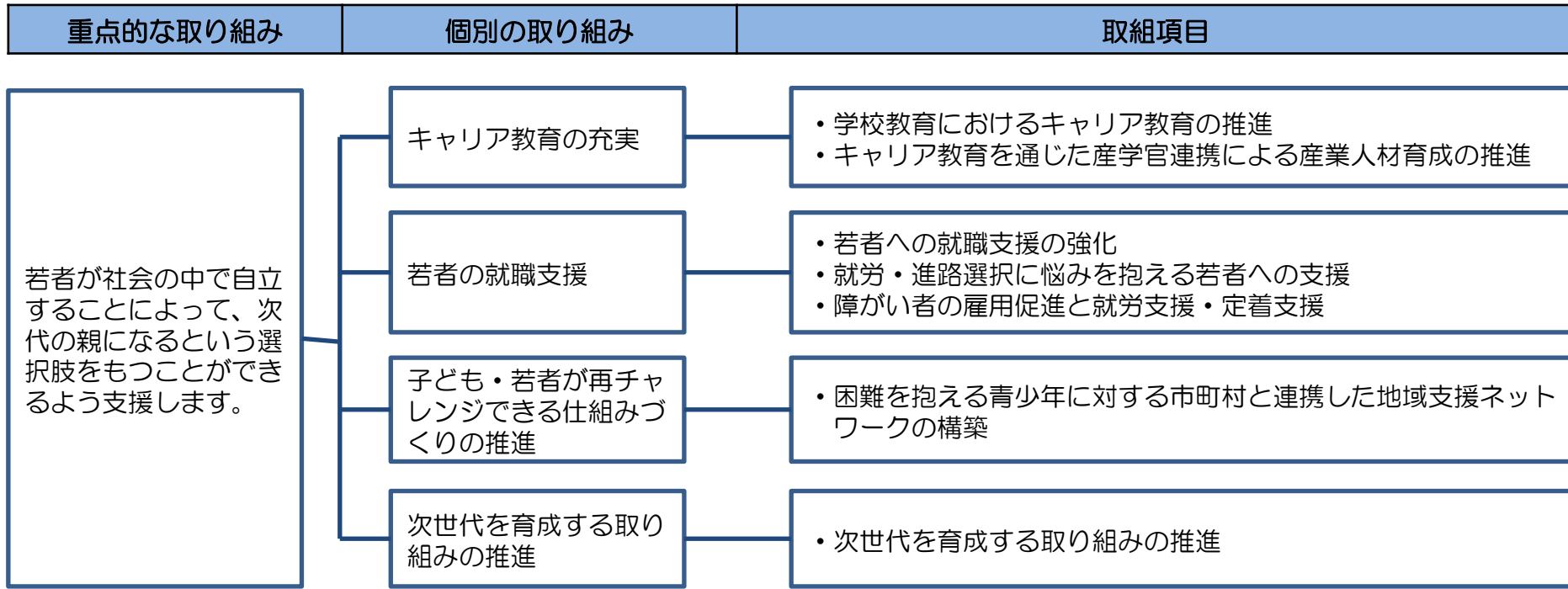
目標像	現状と課題	取り組みの方向性
安心して育つ 子ども	<ul style="list-style-type: none"><li>◆家庭のみならず社会全体での子どもを生き育てる力(養育力)を高めることが重要。</li><li>◆社会や地域として、家庭や個人に、継続的に切れ目のない支援を行うことが必要。</li></ul>	<p><b>妊娠・出産、子育てを大阪全体で支える社会づくり</b></p> <p>支援の充実により、家庭の養育力を補完し、高めていくとともに、子育てしやすい環境を整備することにより、必要なときに必要なサービスを受けることができる体制の確保などを進めます。</p>

#### 基本方向3 子どもが成長できる社会

目標像	現状と課題	取り組みの方向性
チャレンジ、 自立、自律が できる子ども	<ul style="list-style-type: none"><li>◆家庭、学校、地域などが、個別ではなく、一体となって、子どもを支援することが必要。</li><li>◆家庭が子どもの成長に主体的にかかわっていけるよう支援することが必要。</li></ul>	<p><b>大阪の未来を担う子どもたちを育てる社会づくり</b></p> <p>子どもの最善の利益が尊重されることを基本に、子どもが、粘り強く果敢にチャレンジすること、自立して力強く生きること、自律して社会を支えることができるような人づくりを推進します。</p>

## 4-1. 基本方向に基づく重点的な取り組み（施策体系）

### 基本方向1 若者が自立できる社会



# 基本方向2 子どもを生み育てることができる社会

重点的な取り組み	個別の取り組み	取組項目
<p>安心して子どもを産むことができる環境をつくります。</p>	<p>安心して妊娠・出産できる仕組みの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周産期医療体制の整備</li> <li>・すこやかな妊娠と出産</li> </ul>
<p>家庭と地域がともに養育力を高めることができるよう、地域と一体になって子育てしやすい環境をつくります。</p>	<p>家庭と地域がともに養育力を高める仕組みの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親子の育ちを応援し、子育て家庭を地域で支える仕組みの構築</li> <li>・子育て家庭を支援する地域ネットワークの構築</li> </ul>
	<p>保育が必要なすべての家庭に保育を提供する取り組みの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育が必要なすべての家庭に保育を提供する取り組みの推進</li> </ul>
	<p>仕事と生活の調和の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事と生活の調和の推進</li> </ul>
	<p>その他子育てしやすい取り組みの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他子育てしやすい取り組みの推進</li> </ul>
<p>支援が必要な子どもや家庭には、真に必要な人に必要な時に必要なサービスが行き届く体制をつくります。</p>	<p>ひとり親家庭の自立促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の自立促進</li> </ul>
	<p>児童虐待の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待の防止</li> </ul>
	<p>社会的養護体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的養護体制の整備</li> </ul>
	<p>障がいのある子どもへの支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある子どもへの医療・福祉支援</li> <li>・障がいのある子どもへの教育支援</li> </ul>
	<p>その他支援が必要な人や子どもへの支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・望まない妊娠等に悩む人が妊娠早期から相談できる体制の充実</li> <li>・配偶者等からの暴力への対応</li> <li>・在日外国人や支援を要する帰国者の子ども等への支援</li> </ul>

# 基本方向3 子どもが成長できる社会

重点的な取り組み	個別の取り組み	取組項目
<p>すべての子どもに学びの機会を確保することで、子どもたちが、粘り強く果敢にチャレンジし、自立して力強く生きることができるよう支援します。</p>	<p>就学前の子どもへの保育・教育内容の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育・教育内容の充実</li> <li>・保育・教育にかかる人材の確保及び資質の向上</li> </ul>
	<p>小学校・中学校・高校の教育力の充実・向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校・中学校の教育力の充実</li> <li>・高校の教育力の向上</li> </ul>
	<p>豊かな人間性や健やかな体をはぐくむ取り組みの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな人間性をはぐくむ取り組みの推進</li> <li>・健やかな体をはぐくむ取り組みの推進</li> </ul>
	<p>地域の教育コミュニティづくりの支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の教育コミュニティづくりの支援</li> </ul>
	<p>子どもの居場所づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが健やかに過ごせる遊び場づくり</li> <li>・放課後等の子どもの居場所づくり</li> </ul>
<p>子どもの人権や、健全な育成環境を守ることで、子どもが健やかに育ち、自律して社会を支えることができるよう支援します。</p>	<p>子どもの人権を守る取り組みの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもの貧困」に対する取り組みなど、すべての子どもの人権が尊重される社会をつくる取り組みの推進</li> <li>・ルールを守り、人を思いやる豊かな人間性のはぐくみ</li> <li>・いじめや不登校等の生徒指導上の課題解決に向けた対応の強化</li> <li>・体罰等の防止</li> </ul>
	<p>子どもの安全の確保や非行など問題行動の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの安全確保の推進</li> <li>・非行など問題行動を防ぐ施策の推進</li> </ul>
	<p>青少年の健全育成の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年を取り巻く社会環境の整備</li> <li>・青少年の健全な成長を阻害する行為からの保護</li> <li>・青少年の健やかな成長を促進</li> </ul>

## 4-2. 基本方向に基づく重点的な取り組み（個別の取り組み）

### 基本方向1 若者が自立できる社会

#### 重点的な取り組み①

#### **(1) 若者が社会の中で自立することによって、次代の親になるという選択肢をもつことができるよう支援します。**

社会に出る前に、社会の一員としての役割を果たすことの大切さを若者が実感をもって学べる機会を提供するとともに、社会に出る頃には、若者一人ひとりの状況に寄り添った就職支援や自立支援を行うことによって、若者が自立して、若者が次代の親になるという選択肢をもつことができるよう支援します。

個別の取り組み	現状と課題	取組項目	取り組みの方向性
1 キャリア教育の充実	<p>家庭や地域での養育力の低下などによって、勤労観、職業観が未成熟な若年者が増えています。そのため、就職して、家庭をもつといった社会を支える一員となるための将来の見通しを学生の段階から意識させる必要があります。</p> <p>若者層の新規学卒者には社会的基礎力や仕事・職種に対する理解が不足している人もいます。若者の社会的基礎力の育成のために、家庭だけではなく、企業や地域といった周辺からの支援を強化する必要があります。</p>	学校教育におけるキャリア教育の推進	発達段階ごとに応じた職業教育手法の検討に取り組みます。
		キャリア教育を通じた産学官連携による産業人材育成の推進	大学と企業が連携し長期インターンシップや課題解決型授業（PBL）などを実践することで産業人材育成に取り組みます。
2 若者の就職支援	<p>ニート、早期離職者、障がい者の雇用促進など、若者が円滑に就職し、定着できるように、その若者の個性や持つ力に応じた支援を行う必要があります。</p>	若者への就職支援の強化	<p>企業ニーズに応じたスキルアップを行い、人材を育成します。</p> <p>また、若者が自分に合った就職ができるように、キャリアカウンセリング、セミナー、マッチング、職場定着支援などの就職支援に取り組みます。</p>
		就労・進路選択に悩みを抱える若者への支援	若者一人ひとりに合った就職などの職業的自立に向けた支援を若者の身近な地域の拠点で行います。
		障がい者の雇用促進と就労支援・定着支援	障がい者に対し、就労支援の充実、雇用機会の拡大に加え、職場定着支援に取り組みます。



## 基本方向1 若者が自立できる社会（続き）

### 重点的な取り組み①（続き）

**(1) 若者が社会の中で自立することによって、次代の親になるという選択肢をもつことができるよう支援します。**

個別の取り組み	現状と課題	取組項目	取り組みの方向性
3 子ども・若者が再チャレンジできる仕組みづくりの推進	社会的自立に困難を有するひきこもり等の青少年に対して、市町村やNPO等と連携した地域支援ネットワークをつくり、地域における支援を強化することが求められています。また、ひきこもりの予備群である中退・不登校生徒に対する支援を強化する必要があります。	困難を抱える青少年に対する市町村と連携した地域支援ネットワークの構築	予防としての不登校対応から、ひきこもりの発見、見守り・誘導、相談、社会参加、社会的自立にいたるまでの一貫した取り組みを、市町村や民間団体と連携しながら実施します。
4 次世代を育成する取り組みの推進	次世代を担う若者にとって、経済的自立だけでなく、将来を見据えた人生のライフプランをつくるために必要となる知識の習得も必要であり、食生活の偏り、特に朝食欠食や野菜摂取の不足などについての知識を習得していく必要があります。人生のライフプランに対する支援として、結婚したい若者に対して適切な情報を提供していく必要があります。	次世代を育成する取り組みの推進	高校・大学と連携し食育リーダーの養成や食堂の食環境整備に取り組むなど、他の都道府県等での取り組みも参考にしつつ、次世代を育成する取り組みを進めます。さらに、結婚に関する情報提供や新婚・子育て世帯向けの住宅の供給に取り組めます。

## 基本方向2 子どもを生み育てることができる社会

### 重点的な取り組み②

**(2) 安心して子どもを産むことができる環境をつくります。**

子どもを産みたいときに安心して妊娠・出産できる環境をつくっていきます。

個別の取り組み	現状と課題	取組項目	取り組みの方向性
5 安心して妊娠・出産できる仕組みの充実	未成年の出産や高齢出産といったハイリスクな出産が増えてきています。様々なリスクをできる限り減らすために、早期の段階から支援できる体制を整備する必要があります。	周産期医療体制の整備	安心して子どもを産むことができる医療体制の整備に取り組めます。
		すこやかな妊娠と出産	様々なリスクを抱える妊婦を早期から支援できるような体制の整備や不妊治療に対する支援に取り組めます。

## 基本方向2 子どもを生み育てることができる社会（続き）

### 重点的な取り組み③

#### **(3) 家庭と地域がともに養育力を高めることができるよう、地域と一体になって子育てしやすい環境をつくります。**

地域ぐるみで家庭を支援する仕組みを充実し、また、必要な子育て支援のサービスを提供するとともに、仕事と生活の調和を図るための企業等への啓発などを行うことにより、子育てしやすい環境をつくります。

個別の取り組み	現状と課題	取組項目	取り組みの方向性
6 家庭と地域がともに養育力を高める仕組みの構築	地域とのつながりが希薄化するなどにより、子育て家庭を取り巻く環境が変化してきています。このような中、子育てに積極的に取り組んでいる家庭がある一方で、子育てに不安や負担感をもち、地域から孤立しがちな家庭もあり、地域と一体となった、各家庭の状況に寄り添う適切な支援やその情報提供が求められています。	親子の育ちを応援し、子育て家庭を地域で支える仕組みの構築	すべての子育て家庭を対象として、地域からの支援により、子育て家庭の養育力を補完して、高める取り組みを進めるとともに、それらの取り組みが個々の家庭に確実に情報提供される仕組みづくりを進めることにより、子どもの育ちを支援していきます。 また、多様な親学びの機会を提供し、子育て家庭を支援します。
		子育て家庭を支援する地域ネットワークの構築	家庭での子育てが地域から温かく見守られているように感じる地域のネットワークを充実させ、地域全体の養育力を高める取り組みを進めます。
7 保育が必要なすべての家庭に保育を提供する取り組みの推進	都市部で多くの保育所待機児童が発生していますが、幼稚園では定員割れを起こしている状況です。一方で、教育と一体となった保育ニーズの高まりがみられます。また、子どもが病気になったときの保育ニーズなどもあり、多様な保育ニーズに応えることができるよう取り組む必要があります。	保育が必要なすべての家庭に保育を提供する取り組みの推進	就学前の子どもの保育が必要なすべての家庭がいつでも保育を利用できるような保育体制の確保に取り組みます。 また、子どもが病気のととき、就労の関係で保育時間の延長が必要ととき、リフレッシュ目的の一時預かりなど、多様な保育ニーズに応えることができる体制を整備します。
8 仕事と生活の調和の推進	出産に伴う女性の離職が多く、30代・40代の男性を中心とする長時間労働などにより、子育ての負担が女性に偏っています。男性が子育てに参加できるよう、また女性が働きながら子育てができるように企業等に働きかける必要があります。	仕事と生活の調和の推進	女性が能力を発揮しながら活躍できる職場づくりや、長時間労働の抑制など、結婚・出産後も働き続けられる環境の整備、再就職を希望する女性の積極的な採用促進に取り組みます。
9 その他子育てを支援する取り組みの推進	厳しい経済雇用情勢のもと、子育てに対する経済的負担感が増えている家庭もあり、経済的に支援する必要があります。 妊婦や子どもを連れての移動等がスムーズにできるように、公共施設等の整備を進める必要があります。	その他子育てを支援する取り組みの推進	子育てを支援するため、児童手当等を支給するとともに、必要に応じて教育や医療の場面における経済的負担を軽減します。 また、子育てバリアフリーや受動喫煙の防止、新婚・子育て世帯向けの住宅の供給などに取り組みます。

## 基本方向2 子どもを生み育てることができる社会（続き）

### 重点的な取り組み④

#### **(4) 支援が必要な子どもや家庭には、真に必要な人に必要な時に必要なサービスが行き届く体制をつくれます。**

ひとり親家庭、児童虐待を受けた子どもやその家族、要保護児童、障がいのある子どもなど、特に支援が必要な子どもや家庭に寄り添い、必要なときに必要なサービスを提供できる体制を整備します。

個別の取り組み	現状と課題	取組項目	取り組みの方向性
10 ひとり親家庭の自立促進	多くのひとり親家庭が経済的に苦しい状況であり、子どもの健全な育ちのためにも、保護者への就労支援や生活支援を強化していく必要があります。	ひとり親家庭の自立促進	継続的な就労支援を行うとともに、ひとり親になったときにできるだけ早期の段階から相談・支援できるような体制の整備に取り組みます。
11 児童虐待の防止	児童虐待の相談対応件数は年々増加しており、大阪府は全国で最も件数が多い状況です。大阪府子どもを虐待から守る条例などに基づき、児童虐待防止の強化が必要です。	児童虐待の防止	児童虐待の防止のため、発生予防、早期発見・早期対応、保護・支援（再発防止）といった各段階における取り組みを強化するほか、虐待を受けた子どものケアや市町村職員のスキルアップなど人材育成を進めます。
12 社会的養護体制の整備	大阪府は里親委託率が全国と比べて低く、施設におけるケア単位の小規模化についても全施設に導入されるに至っていません。子どもにとっては、家庭的な環境において養育されることが望ましく、引き続き家庭的養護体制の確保を進めていく必要があります。	社会的養護体制の整備	里親等への委託を推進し、施設養護においてもできる限り家庭的な養育環境となるよう、施設の小規模化と家庭的養護の推進等を進めます。
13 障がいのある子どもへの支援の充実	<p>発達に課題のある児童が、早期に地域で質の高い療育を受けることができるよう、未就学児から就学児まで一貫した療育の充実を図るため、関係機関の連携や児童福祉法に基づくサービス基盤の充実が必要です。</p> <p>医療的ケアを必要とする重症心身障がい児が、安心して保健・医療・福祉のサービスを総合的に受けられるようにする必要があります。</p> <p>教育においては、多様化した児童生徒・保護者の意識やニーズに対応できるよう、国の動きもふまえながら、児童生徒の可能性を伸ばす就学環境をさらに整備するとともに、本人や保護者の意向を尊重することを再確認し、障がいのある児童生徒に多様な進路選択を提供していくことが必要です。</p>	障がいのある子どもへの医療・福祉支援	<p>障がいの早期発見、必要な情報の提供、早期の適切なサービス提供など、障がい児への支援を、地域で総合的に取り組む体制づくりを進めます。</p> <p>特に、発達に課題のある子どもに対する支援として、健康診査の受診率向上や、健診後の支援の充実、早期発達支援の充実等を図ります。</p> <p>また、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児の地域生活を支えるため、基盤整備の推進や地域ケアシステムの構築等、支援の充実を図ります。</p>
		障がいのある子どもへの教育支援	校種ごとの教育の充実、就労・自立に向けた教育の充実、府立支援学校のセンター的役割の発揮など、障がい児への教育支援を充実します。

## 基本方向2 子どもを生み育てることができる社会（続き）

### 重点的な取り組み④（続き）

**（4）支援が必要な子どもや家庭には、真に必要な人に必要な時に必要なサービスが行き届く体制をつくります。**

個別の取り組み	現状と課題	取組項目	取り組みの方向性
14 その他支援が必要な人や子どもへの支援	望まない妊娠や経済的な事情から飛び込み出産が増えており、できるだけ早期からの対応が必要です。	望まない妊娠等に悩む人が妊娠早期から相談できる体制の充実	望まない妊娠等に悩む人や飛び込み出産を防ぐため、できるだけ早い段階から相談や支援を受けられるような体制の充実を進めます。
	配偶者等からの暴力によって子育てが脅かされることがないよう、早期の相談や保護の体制が確保されている必要があります。	配偶者等からの暴力への対応	配偶者等からの暴力について、できるだけ早期に適切な相談や保護を受け、自立につなげることができるよう関係機関が連携して支援していきます。
	外国人の子どもは、言葉や文化の違いにより地域から孤立しがちであり、学習活動への参加に支障が生じることもあり、支援が必要です。	在日外国人や支援を要する帰国者の子ども等への支援	外国人の子どもや支援を要する帰国者の子どもが、地域社会の中で健全に成長できるよう、親子それぞれへの支援を進めます。

## 基本方向3 子どもが成長できる社会

### 重点的な取り組み⑤

#### **(5) すべての子どもに学びの機会を確保することで、子どもたちが、粘り強く果敢にチャレンジし、自立して力強く生きることができるよう支援します。**

子どもの置かれている環境にかかわらず、すべての子どもが、一人ひとりの個性に応じて必要な知識・能力を身につけ、夢や志をもってさまざまなことにチャレンジし、自立して力強く生きることができるよう、社会総がかりで支援します。

個別の取り組み	現状と課題	取組項目	取り組みの方向性
15 就学前の子どもへの保育・教育内容の充実	乳幼児期は生きる力の基礎となる心情・意欲・態度を身につける時期であり、また、学童期への準備段階であることから、この時期の保育・教育内容の充実が求められています。	保育・教育内容の充実	認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業など、どの施設・事業を利用したとしても、切れ目のない保育・教育を受けることができるように推進するとともに、その保育・教育内容の充実を図ります。 また、公私を問わず、施設・事業間や小学校との連携を推進し、施設・事業における地域での子育て、家庭での教育を支援する機能の強化を図ります。
		保育・教育にかかる人材の確保及び資質の向上	教育・保育を提供する事業者が安定的に人材を確保できるように取り組み、また、事業者が質の高い教育・保育を提供できるように職員研修を充実していきます。
16 小学校・中学校・高校の教育力の充実・向上	全国学力・学習状況調査では、児童・生徒の学力や学習状況に改善が見られつつありますが、中学生については全科目で全国平均を下回っており、中学校における一層の学力向上への取り組みが求められています。 高校では、授業料の無償化などにより、近年、公私間で生徒の流動化がみられる中、これまで以上に公私が切磋琢磨しつつ、ともに力を合わせ、大阪の将来を担う人材を育ていくことが求められています。	小学校・中学校の教育力の充実	市町村の主体的な取り組みを支援するとともに、課題のある学校への重点的な支援を行い、学校力の向上を図ります。 また、教育内容の充実や授業改善などへの支援をすすめ、すべての子どもにこれからの社会で求められる確かな学力をはぐくみます。
		高校の教育力の向上	就学セーフティネットの観点から、意欲あるすべての子どもが高校教育を受けることができるよう、公私あわせて高校への就学機会を確保します。 また、グローバル社会で活躍できる人材や、厳しい雇用環境の中であって社会で活躍できる人材を育成するため、公私が切磋琢磨しつつ共同で取り組みを進めます。

## 基本方向3 子どもが成長できる社会（続き）

### 重点的な取り組み⑤（続き）

**(5) すべての子どもに学びの機会を確保することで、子どもたちが、粘り強く果敢にチャレンジし、自立して力強く生きることができるよう支援します。**

個別の取り組み	現状と課題	取組項目	取り組みの方向性
17 豊かな人間性や健やかな体をはぐくむ取り組みの推進	<p>全国学力・学習状況調査における「将来の夢や目標を持っていますか」との質問に対し、「持っている」と答えた児童・生徒の割合は増加傾向にあるものの、中学生についてはその割合自体が低く、夢や志を持ってチャレンジする力を育成する必要があります。</p> <p>運動する子としない子の二極化が顕著となっており、児童・生徒がスポーツを好きになるような取り組みや体力向上の取り組みなど、運動する機会を増やすよう継続的に推進していく必要があります。</p> <p>全国学力・学習状況調査において、「7時より前に起床していますか」「朝食を毎日食べていますか」の質問に対して、「している」と答えた割合は、依然として全国平均より低い状況にあることから、基本的な生活習慣の定着を図る必要があります。</p>	豊かな人間性をはぐくむ取り組みの推進	地域と連携した体験活動や読書活動を充実し、粘り強くチャレンジする力をはぐくむ教育を充実します。
		健やかな体をはぐくむ取り組みの推進	<p>PDCAサイクルに基づく学校における体育活動の活性化や、地域・家庭におけるスポーツ活動に親しむ機会の充実により、児童・生徒の運動習慣をはぐくみます。</p> <p>また、学校における食に関する指導や学校保健活動等を充実するとともに、地域や家庭と連携して子どもの生活習慣の定着を通じた健康づくりをすすめます。</p>
18 地域の教育コミュニティづくりの支援	<p>これまで増加してきた学校支援ボランティアの人数が横ばいとなった中で、「すこやかネット」を基盤とした学校支援地域本部や小・中学校における活動拠点などのさらなる活性化を図るためには、活動に参画する地域人材の育成・定着に取り組む必要があります。</p>	地域の教育コミュニティづくりの支援	学校の教育活動を支える取組みへの地域人材の参画を促すとともに、ネットワークづくりをすすめます。
19 子どもの居場所づくり	<p>子どもの安全確保の必要性が高まる一方、安全な遊び場が少ない状況です。</p> <p>共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化などから、子どもを放課後に預かるニーズが高まっており、放課後における健全育成とあわせて、拡充していく必要があります。</p>	子どもが健やかに過ごせる遊び場づくり	子どもが健やかに過ごせる居場所や遊び場の確保を進めていきます。
		放課後等の子どもの居場所づくり	就学前に保育が必要であった子どもが、就学後も切れ目なく子どもを預けることができるようにすると同時に、放課後等に子どもの育ちを支える健全育成に取り組めます。

## 基本方向3 子どもが成長できる社会（続き）

### 重点的な取り組み⑥

#### **（6）子どもの人権や、健全な育成環境を守ることによって、子どもが健やかに育ち、自律して社会を支えることができるよう支援します。**

貧困によるさまざまな影響から子どもを守ることをはじめ、いじめを防止するとともに、非行などの問題行動を防ぎ、子どもの健全な育成を阻害する有害情報などを排除することによって、子どもが健やかに育ち、自律して社会を支えることができるよう支援します。

個別の取り組み	現状と課題	取組項目	取り組みの方向性
20 子どもの人権を守る取り組みの推進	<p>家庭の経済力の低下によって子どもの貧困といわれる状況が顕在化しています。生まれ育った環境によって、子どもの将来が左右されることのないよう取り組む必要があります。</p> <p>いじめは重大な人権侵害であり、犯罪や命にかかわる重篤な事態を生じる恐れがあることから、未然防止の取り組みや早期発見と早期解決に向けた取り組みをさらに進める必要があります。</p>	「子どもの貧困」に対する取り組みなど、すべての子どもの人権が尊重される社会をつくる取り組みの推進	貧困の状況にある家庭への支援と次世代への貧困の連鎖を断ち切るため、教育・就労・生活支援などの取り組みを総合的に進めるなど、すべての子どもの人権が尊重される取り組みを進めます。
		ルールを守り、人を思いやる豊かな人間性をはぐくみ	生命を尊重する心や規範意識等の育成、自他を尊重し、違いを認め合う豊かな心の育成に取り組みます。
		いじめや不登校等の生徒指導上の課題解決に向けた対応の強化	「いじめ防止対策推進法」に基づく、府、市町村、学校、関係機関等が連携した、いじめ防止の取り組みを進めます。 また、子ども自身の問題解決能力をはぐくむとともに、スクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの活用などにより、教育相談体制の充実や福祉機関等との連携の強化に取り組みます。
		体罰等の防止	教員研修の実施など校内の指導体制を強化し、体罰等の防止に取り組みます。

## 基本方向3 子どもが成長できる社会（続き）

### 重点的な取り組み⑥（続き）

**(6) 子どもの人権や、健全な育成環境を守ることによって、子どもが健やかに育ち、自律して社会を支えることができるよう支援します。**

個別の取り組み	現状と課題	取組項目	取り組みの方向性
21 子どもの安全の確保や非行など問題行動の防止	<p>府内の刑法犯全体の認知件数が減少傾向にある中、子どもが被害者となる犯罪やその前兆となる声かけ等事案は増加傾向にあり、警察による取り締まりの強化に加え、地域の見守り力を高めるなど社会全体で子どもを犯罪から守るための取り組みの強化が必要です。</p> <p>大阪府の刑法犯少年の検挙・補導人員は全国第2位であり、とりわけ、刑法犯少年の検挙・補導人員の2人に1人が中学生であり、大阪の少年非行の特徴となっている中、非行など問題行動を防ぐ取り組みを強化する必要があります。</p>	子どもの安全確保の推進	<p>地域安全センターの設置促進や青色防犯パトロールの普及促進等による地域防犯力や見守り力を向上させ、地域で子どもの安全を守る取り組みを進めるとともに、子どもを性犯罪から守る条例に基づく取り組みを着実に進めます。</p>
		非行など問題行動を防ぐ施策の推進	<p>少年サポートセンターを設置、運営するとともに、各市区町村にボランティア、教員、PTA等による少年非行防止活動ネットワークの構築に取り組みます。</p>
22 青少年の健全育成の推進	<p>青少年を取り巻く社会環境の変化に応じて有害環境を浄化するため、青少年健全育成条例を改正、運用して青少年の健全育成を推進していますが、近年はスマートフォンが急速に普及し、インターネットを介して青少年が犯罪被害やトラブルに巻き込まれることが後を絶ちません。この対策としては有害情報を遮断するフィルタリングサービスの利用が効果的ですが、その利用の判断は保護者に委ねられており、近年フィルタリング利用率が伸び悩んでいることが課題です。</p> <p>青少年を取り巻く環境が厳しさを増す中、広い視野と見識を持ち、社会の一員としてたくましく成長するための健全育成に向けた取り組みが求められています。</p>	青少年を取り巻く社会環境の整備	<p>青少年が有害情報にふれることがないようにフィルタリング手続きの厳格化に取り組むこととあわせて、警察や教育委員会等の関係機関と連携して保護者や青少年に対してフィルタリングの利用促進及びインターネット・リテラシーの向上に努めます。</p>
		青少年の健全な成長を阻害する行為からの保護	<p>青少年の健全な成長を阻害するわいせつ行為等から青少年を保護する取り組みを進めます。</p>
		青少年の健やかな成長を促進	<p>7年後の東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、グローバルな視点で考え、行動できる青少年の育成を図るための新たなモデル的な取り組みを青少年団体と協働して継続的に展開します。</p>



## 5. 子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画として

都道府県計画で記載すべき事項		本計画での対応箇所
必須	都道府県設定区域の設定	事業計画（第3章）
必須	各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	事業計画（第3章）
必須	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項	事業計画（第3章）
必須	特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項	事業計画（第3章）
必須	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項	本体計画（第3章・第4章）
任意	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本理念等	本体計画（第3章）
任意	市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項	事業計画（第3章）
任意	教育・保育情報の公表に関する事項	事業計画（第3章）
任意	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	本体計画（第3章・第4章）
任意	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の時期	本体計画（第1章）
任意	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の期間	本体計画（第1章）
任意	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成状況の点検及び評価	本体計画（第5章）